

令和2年皆野町農業委員会第3回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年3月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：11人・欠席者：2人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	10	門平眞一	出席
2	野澤辰雄	出席	11	門平喜良	出席
3	浅見寿太郎	出席	12	高橋健一	出席
4	黒澤一雄	出席	13	新井義虎	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	欠席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	欠席	三沢	扇原久栄	出席

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について
2件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
1件
- 議案第4号 農地利用集積計画の承認について
1件
- 議案第5号 農地法第3条下限面積の別段面積の設定について
1件
- その他(報告) 農地改良届について
1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

第3回の定例総会になりました。昨日いちご屋さんに伺ったところ、バスを受け入れるイチゴ農園はキャンセルとなってしまい、売り歩くような事態になっているそうです。早いコロナの収束を祈るところです。

本日は議案も多いですが、ご協力いただきましてスムーズな進行になるようご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、7番、齋藤三恵子委員、9番、四方田順造委員の2名でございます。

次に議事録署名人に、

10番、門平眞一委員

11番、門平喜良委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

10番、門平眞一委員

11番、門平喜良委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長	農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に 対象農地の状況について説明を求めます。
国神区域担当 土屋委員	説明いたします。16日に浅見会長、事務局と現地を見て参りました。 場所ではありますが、〇〇〇を渡って300mくらい行きますと〇〇 の信号がございます。そこを〇〇方面に坂を上がって300mくらい の右側になります。 この場所は、10数年前に家を建てて、申請人が〇〇を始めたところ です。県道から自宅まで30m入るのですが、その途中の駐車場が 農地のままであったとのことで追認の申請になったようであります。 事業のために必要な場所ですので仕方ないと思います。審議の程お願 いします。
浅見会長	農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたので説 明いたします。 土屋推進委員の説明のとおりで特に補足することはございません。 よろしく願いいたします。 これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす る委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに 決定いたしました。 番号2について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に 対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当 土屋委員	<p>場所は先ほど説明した場所になります。この小屋は県道の右側にありまして、申請人の親が奥で農業をやっている50年前頃からあったと思います。農業用の道具を入れておりました小屋ですが、その小屋の合い向かいには大工仕事の作業小屋があります。それとは別の古い農業用の小屋になっております。周りの方の畑には支障はありませんし、昔からの小屋で問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたので説明いたします。</p> <p>土屋推進委員の説明のとおりで特に補足することはございません。審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
国神区域担当 土屋委員	<p>同じく16日に浅見会長、事務局と現地を見て参りました。</p> <p>場所は地図を見ていただきまして、〇〇〇を渡って、〇〇の信号機の手前を〇〇方面に行く峠を越えていく道がありますが、その道を3</p>

00m程で〇〇〇があります。〇〇〇の手前を左の方に200m行ったところになります。〇〇〇や〇〇〇があるところの中間を南に小さな道を20m行った先になります。譲受人は、〇〇〇を作る際に、20～30年前に代替え地として購入しました。2年くらい前までは車で来て畑作業をしている姿を見かけました。ここ2年は姿を見なくなり、高齢に伴い畑も荒れてきており、地域の人も住宅地として分譲するような話を聞いていました。この申請人がその最初の人だと思います。今後住宅が建っていくかと思いますが、他の人の農地に支障はないと思いますし、やむを得ないと思います。審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたので説明いたします。

土屋推進委員の説明のとおりで特に補足することはございません。審議の程よろしくお願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。

出席員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最

適化推進委員、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

18日の日に事務局、門平委員、私の3人で現地確認に行つて参りましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の〇〇〇がありまして、そこからちよつと入ると〇〇〇があります。その前は〇〇〇ですが、そこを1.4km程入つて行つた〇〇〇の下になります。

資料の写真をご覧ください。このように畑とは名ばかりのところでございまして、岩の所、小石の所など殆ど土が見受けられない場所があります。畑としては不可能な場所と思いますので、ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の11番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

11番
門平委員

現況につきましては、田島推進委員説明のとおりでして、写真を見ても農地に該当しないものと判断いたしました。ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあつた農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よつて、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

なお、議案第3号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

続きまして、議案第4号、農地利用集積計画について1件を議題といたします。

〇〇〇〇氏の利用集積計画1件について審議いたします。
事務局に議案の説明をさせます。

事務局 (事務局朗読)

浅見会長 これより本件に対する質疑を行います。

出席委員 (なしの声あり)

浅見会長 質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することに決定いたしました。
議案第5号、農地法第3条下限面積の別段面積の設定について1件を議題といたします。
事務局に議案の説明をさせます。

事務局 (事務局朗読)

浅見会長 これより本件に対する質疑を行います。

10番 別段面積の増減によってどのような影響がありますか。

門平委員
事務局

農地を取得する際に、増えればもっと多くの面積を所有していなければいけません。下げた場合は逆に少ない面積を持っていれば取得出来るようになります。

浅見会長 今ですと、農地を買おうとして場合、持っている農地と買う農地を合計して30aなくてはいけない。下限面積が50aになった場合は、持っている農地と買う農地を合計して50aなくてはいけない。
増やせば農地を多く持っていなくてはいけなく、減らせば少ない農地で買えるという認識でよろしいかと思えます。

三沢区域担当 扇原委員	町の方針に併せるのであれば、今のうちから下限面積を下げた方が 良いのですか。
事務局	<p>扇原委員の質問は、町の施策に沿わせるのであれば下限面積を下げ た方が良いのかとの内容だと思います。</p> <p>新規就農者などのケースに応じて下限面積を下げる制度で対応が出 来ると考えています。</p> <p>下限面積を下げすぎてしまうと悪用する人も出てきてしまうと思 いますので、下限面積を下げ過ぎるのも問題が発生してしまいます。</p> <p>ですので、ケースに応じて対応して新規で入ってくる方に対応する ことがよろしいかと思えます。</p>
浅見会長	他に質疑がございますか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。</p> <p>ここで事務局よりその他、報告があるとのこと。事務局に説明 をさせます。</p>
事務局	(事務局報告)
1 2 番 高橋委員 事務局	<p>農地改良の嵩上げに対しては、対象は何 c m からになりますか。</p> <p>農地改良は、農地に土を入れる場合は基本的には必要になります。</p> <p>届出は、1, 0 0 0 m²以上、1 ヶ月以内などの条件があります。そ れ以上になると農地として使えない期間が発生するため、農地転用の 一時転用になりますので県知事許可になります。</p>
浅見会長	農地利用最適化推進委員として皆野区域担当の田島武正委員、農業 委員として4番黒澤一雄委員の両名も現地を確認しておるとのこと

ですが、何か意見はございますか。

皆野区域担当
田島委員

18日に3人で現地確認をしております。1番の問題は、水がダム状になっての災害ですので、事務局の説明のとおり排水をしっかりさせるとのことですので、よろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

4番
黒澤委員

田島委員の説明のとおりですので、私から付け加えることはありませんが、議事録には私からも排水には留意いただきたいということ。問題が起きてしまつては困りますので、事務局の方にはきちんと相手に伝達してもらつての許可としていただきたいと思ひます。2人以外にも質問がありましたらお受けいたします。

浅見会長
1番
横田委員

断面図の見方ですが、嵩上げる場所と横の道との高さはどうなつていますか。

事務局

平面図にAとA'、BとB'とがありますが、それが、別に書かれてある断面図になります。道は先ほどから説明しているとおひ、窪地の下に人が歩いてとおひ程度の道がありますので、4mから4.7mの差が出来ます。ただし、道からある程度セットバックした上で農地改良の勾配の高さ1に対して横2をとつてもらひ。土が道に行かないようにセットバックの対処はして下さいと言つてあります。

ですので、道からは4mから5m近く高くなり、横の土地に併せたいとの申請です。

1番
横田委員
事務局

道に土が行かないと言ひことですか。

道からある程度セットバックして、行かないように対処していただくように言つてあります。強度に対しては、土留めを打つまではしないようですので、細かくまでは、わかりません。

道等には土が行かないように配慮していただくようには事前に言つてあります。

1番
横田委員

それと申請には結構畑をご自分の畑を持っている訳ですよ。作付けがされていない農地があるようですが、それでも農地改良がしたいのですか。

事務局

現地を見るとかなり荒れておりましたので、管理し易いようにした

いものと思います。その他の耕作していない土地についても耕作するように指導していきます。

浅見会長

この面積ですと届出となっておりますが、農業委員の皆さんから出た意見を伏して受けたいと思いますがよろしいですか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

それでは、そのように対応したいと思います。
以上ですべて終了となります。ありがとうございました。